

キャンパスペイ（プリペイド）利用規則

第1条（目的）

本規則は、大学生協が定めるものです。（大学生協は会員の所属する大学生協名に読み替えるものとします。）

2 本規則は、大学（会員の所属する大学名に読み替えるものとします。）が発行する IC 学生証、IC 教職員証、および大学生協が発行する IC 組合員証、仮カード（以下、「IC カード」という）を利用した決済システム「キャンパスペイ（プリペイド方式）」（以下、「キャンパスペイ」という）に関する事項を定めたものです。

第2条（定義）

IC カードとは非接触型 IC チップを搭載した学生証、教職員証、組合員証、および仮カードをいいます。

2 本規則および別に定める利用細則における「会員」とは、IC カードを持ち、キャンパスペイを利用するものをいいます。

3 キャンパスペイとは IC カードを使って行う前払い式の決済およびポイントシステム、クレジットカード支払の入金、入金利用履歴照会システムをいいます。

4 IC カードを持ち、キャンパスペイの利用申込をした会員は、本規則および細則を承諾したものとみなします。

第3条（キャンパスペイの利用）

会員は、IC カードに搭載された IC チップを利用して大学生協の提供する商品やサービス、ならびに大学生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。ただし組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。

2 決済可能な利用商品・サービスは大学生協の店舗における掲示並びにホームページに掲載することで通知します。

3 IC カードは、会員本人以外の使用を禁じます。

4 キャンパスペイの利用にあたっては、この規則および細則を遵守するものとします。

5 大学を卒業、退学、退職等の事由により IC カードを所持できなくなったとき、会員でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

第4条（不正使用等の禁止）

搭載されている IC チップの偽造、変造、改ざん、その他の不正な方法による使用を禁じます。

第5条（IC カードの紛失・盗難）

会員が IC カードを紛失、又は盗難にあった場合は、速やかに大学生協に連絡の上、所定の手続きを行うこととします。

2 紛失、又は盗難にあった当該 IC カードを発見したときは、所定の手続きにより大学生協に届け出ることとします。IC カードは、大学生協が認めたとき再利用できる場合があります。

3 IC カードを紛失、盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「プリペイド残高の不正使用」、「ポイントの不正使用」等、一切の損害については、会員が負担するものとします。

第6条（IC カードの再発行）

会員は、紛失、盗難、汚損、その他の理由により IC カードの再発行を受けた場合には、キャンパスペイの利用再開について所定の申請書を大学生協に提出し承認を得るものとします。

第7条（個人情報）

大学生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、申込あるいはキャンパスペイを利用することによって大学生協が入手した会員のプライバシーに関わる情報を、大学生協の提供するサービス以外の目的に利用しないこととします。

2 大学生協は、キャンパスペイおよび関連するシステム運用に必要な業務を生活協同組合連合会大学生協東海事業連合（以下、「事業連合」という）に委託します。

3 会員は前項の業務委託に関わり、大学生協加入申込、キャンパスペイ利用申込、および各種届出書に関わる個人情報および、IC カードの紛失、盗難および利用資格喪失に関する事実が大学生協から事業連合へ通知されることに同意するものとします。

第8条（届出事項の変更）

会員は、個人情報に変更が生じた場合は、大学生協に対して所定の

届出を行うこととします。

2 会員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担することとします。

第9条（キャンパスペイの利用停止）

大学生協は、会員が次の何れかに該当した場合、当該会員のキャンパスペイ利用を停止することができるものとします。

①申し込み時に虚偽の申告をした場合

②本規則のいずれかに違反した場合

③IC カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

④IC チップに記載された内容を改ざんした場合

⑤その他、会員のキャンパスペイの利用状況が適当でないと大学生協が判断した場合

第10条（免責）

会員は、本規則を遵守し、本規則の違反により生じる一切の損害を負担することとします。

第11条（通知）

会員への通知は、大学生協の店舗における掲示並びにホームページへの掲載をもって行うこととします。

第12条（準拠法・合意管轄裁判所）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用され、会員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかに関わらず、大学生協の所在する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とします。

第13条（改廃）

本規則の改廃は大学生協の理事会が行い、会員に通知します。

2 本規則が改定され、その改定が通知されたあとに、会員がキャンパスペイを利用したきは、会員はその改定を承認したものとみなします。

第14条（施行）

本規則は 2015 年 6 月 1 日から施行します。

キャンパスペイ（プリペイド）利用細則

第1条（目的）

本規則は、キャンパスペイ（プリペイド）利用規則にもとづき、大学生協（大学生協は会員の所属する大学生協名に読み替えるものとします。）が提供するキャンパスペイの利用に関する事項を定めたものです。

第2条（キャンパスペイ利用の限度額・手数料等）

大学生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを会員に通知します。

2 会員のキャンパスペイ利用手数料は無料とします。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条（キャンパスペイ利用不可の承諾）

会員は、次の場合にキャンパスペイの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

①IC カードの紛失・汚損、大学生協店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合

②大学生協が、キャンパスペイの利用ができない商品及びサービスを指定している場合

第4条（IC カードの紛失・汚損等）

次の場合、会員は大学生協に再発行を届け出るものとします。

①IC カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合

②IC カードの記載内容変更の場合

③会員が IC カードを紛失または盗難にあった場合

2 前項の場合において、当該 IC カードにプリペイド未使用残額がある場合、大学生協は届出日の翌営業日における当該 IC カードの未使用残額をシステムで確認し残額として確定します。その残額を再発行された IC カードに記録します。なお、ここでいう届出日とは平日の午前 10 時から午後 5 時までをいいます。

3 前二項の規定に関わらず、本条第一項にいう事由が、会員等の故意又は過失による IC カード本体の破損等によるものと大学生協

が判断した場合、大学生協はプリペイド未使用残額の補償はしません。

第5条（返金の禁止）

プリペイド未使用残額は返金しません。ただし、退学、退職等、ICカードを所持できなくなった場合を除きます。

第6条（プレミアムの実施）

大学生協はICカードに入金を行うときに、金額の上乗せ（以下、「プレミアム」という）を実施することができます。ただし大学生協の組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。

2 プレミアムの実施、実施する率、期間等の内容については大学生協店舗の掲示等で案内します。

第7条（ポイントの実施）

大学生協は会員に、キャンパスペイ利用金額に応じて特典（以下、「ポイント」といいます。）を付与することができます。ただし大学生協の組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。

2 前項の他、大学生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合があります。

3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は大学生協の店頭に掲示し会員に通知します。

4 ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合があります。

5 付与されたポイントはICカードのICチップ内に蓄積されます。

6 停電や故障によるシステムの停止、ICチップの破損等によりポイントが付与されない場合があります。その場合においても大学生協はその損害を補償しません。

第8条（ポイントの利用）

前条により蓄積されたポイントは大学生協の所定の基準でキャンパスペイへ入金します。

第9条（ポイントの失効）

以下の場合において、大学生協はポイント残額について一切責任を負いません。

①ICカードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合

②ICカードの紛失、盗難、破損の場合

③卒業、又は退学、退職等によりICカードを返納する場合

④前条における発券基準以下のポイント数

第10条（ポイントの譲渡禁止）

会員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできません。

第11条（ポイントシステムの終了・中止・変更）

大学生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができます。

2 前項により会員に損害が生じた場合、大学生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、大学生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中止する場合があります。

①コンピュータシステムの保守点検

②システムの切り替えによる設備更新

③天災、災害による装置の故障

④その他予期しない障害の発生

第12条（利用履歴の提供）

大学生協は会員に、会員のキャンパスペイによる利用履歴の一部を提供する場合があります。

2 利用履歴とは、利用商品、利用金額、ICカード入金額、ICカード残高等を指します。

3 利用商品とは店舗、食堂等においてPOSレジで精算された商品で、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。

4 利用履歴の提供は会員の申し込みにより電子媒体（ホームページ）を通じて提供します。

5 会員は、利用履歴の提供の申し込みにあたり、大学生協がその

登録された保護者、利用者に電子メールによる案内を送付することを承諾するものとします。

6 大学生協が提供した利用履歴によって生じた会員の損害や不利益について、大学生協は一切の責任を負いません。

第13条（利用履歴提供の終了・中止・変更）

大学生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することができます。

2 前項により会員に損害が生じた場合、大学生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、大学生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

①コンピュータシステムの保守点検

②システムの切り替えによる設備更新

③天災、災害による装置の故障

④その他予期しない障害の発生

第14条（キャンパスペイ クレジットチャージの実施）

大学生協は指定する提携クレジットカード会社（以下、「カード会社」という。）を利用して、会員がICカードにクレジットカード支払の入金（以下、「Tuoチャージ」という。）をすることを許容するものとします。

2 Tuoチャージを希望する会員はTuoチャージの利用とカード会社のクレジットカード会員の申し込みを行うものとします。

第15条（Tuoチャージ利用の金額と限度額等）

Tuoチャージ利用の限度額・手数料等を次のように定めます。

①プリペイド未使用残額が利用後に3,000円未満となった場合Tuoチャージで3,000円をプリペイドに加算します。

②1日で利用できるTuoチャージは1回3,000円を限度とします。

③1ヶ月に利用できるTuoチャージは6回、18,000円を限度とします。

④Tuoチャージ利用期間は会員の卒業予定年の1月末日とします。ただし、進学等で利用継続を希望する場合、所定の手続により期間を延長できます。

⑤Tuoチャージ利用の支払いはクレジットカード会員規約に従い、支払は1回払いとします。

第16条（Tuoチャージが利用できない場合）

会員は、次の場合Tuoチャージが利用できないことをあらかじめ承諾します。

①ICカードの紛失・汚損、大学生協店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合

②提携クレジットカードの紛失、解約、などにより利用停止カードとなった場合

③利用日がTuoチャージ利用期間以外の場合

第17条（Tuoチャージの返金禁止）

Tuoチャージで登録された金額は返金しません。ただし、退学、退職等、ICカードを所持できなくなった場合を除きます。

第18条（仮カード）

新しいICカードが出来上がるまでの期間、キャンパスペイのサービス提供のために大学生協は「仮カード」を貸与することができるものとします。

2 会員が貸与中に「仮カード」を紛失、盗難、汚損し、会員の責任で使えなくなった場合は大学生協に対し、既定の仮カード代金を支払うものとします。

3 仮カードの発行を受ける際には、あらかじめ大学生協で所定の預託金が定められている場合は、その金額を支払うこととします。

第19条（改廃）

本細則の改廃は大学生協の理事会が行い、会員に通知します。

第20条（施行）

本細則は2015年9月キャンパスペイ（プリペイド）運用開始日から施行します。